

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を
実現するための施策の推進に関する法律の
施行 5 年後検討結果

令和 7 年 12 月

内閣官房アイヌ総合政策室

目 次

1.	法成立までの経緯	2
2.	アイヌ施策推進法の概要	3
	(1) 総則事項	3
	(2) 基本方針、都道府県方針、地域計画	5
	(3) 指定法人・民族共生象徴空間	8
	(4) アイヌ政策推進本部	9
	(5) 検討	10
3.	法施行5年後検討の進め方	11
4.	アイヌ施策推進法施行以降講じてきた施策	12
	1. 教育・啓発	12
	2. ウポポイ	14
	3. 遺骨返還	14
	4. 文化振興・伝承	15
	5. 地域・産業・観光振興	15
	6. 生活向上	16
	7. 推進体制等	16
5.	アイヌ施策推進法の施行状況の検証	17
	(1) アイヌに対する理解度に関する国民意識調査の結果	17
	(2) アイヌ施策推進法施行5年後検討に係る意見交換会の結果	18
6.	今後のアイヌ政策の方向性	20
7.	今後講ずる施策等	21
	(1) 各分野で力点を置いて取り組む施策	21
	1. 教育・啓発	21
	2. ウポポイ	24
	3. 遺骨返還	25
	4. 文化振興・伝承	28
	5. 地域・産業・観光振興	30
	6. 生活向上	30
	7. アイヌ政策推進交付金	31
	8. その他	32
	(2) 相乗効果を高める施策	33
	1. 市町村による広域連携の促進	33
	2. アイヌ施策の普及啓発	34
	3. 関係機関と連携したウポポイ来場者増加に向けた取組	35
	(3) 今後のフォローアップ	36
8.	まとめ	37

1. 法成立までの経緯

アイヌ施策に関する近年の法整備に関する動向としては、平成9年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成9年法律第52号。以下「アイヌ文化振興法」という。）が施行され、文化振興関連施策が積極的に行われてきた。これにより、アイヌ語学習や海外の先住民族との交流に見られる若い世代の参画や、これらを通じたアイヌの人々の民族としての意識の高まり等文化伝承の裾野が広がった。また、アイヌの人々とアイヌ文化振興・研究推進機構（現在のアイヌ民族文化財団の前身）との協働による取組についても蓄積が進んだ。

平成19年9月に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されたことを契機として、平成20年6月、衆参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択され、アイヌの人々が、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識が示された。また、同決議により、政府は高いレベルで有識者の意見を聴きながら、これまでのアイヌ施策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むこととされた。

その後、平成21年7月の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」における報告書提言を経て、令和元年5月に、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図ること等を目的として、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。以下「アイヌ施策推進法」という。アイヌ文化振興法（平成9年制定）廃止。）が施行された。

「アイヌ施策推進法」においては、アイヌの人々が抱える課題の解決を図るため、従来の「アイヌ文化振興法」で取り組まれていたアイヌ文化振興施策や生活向上施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた施策を総合的かつ効果的に推進し、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向けて、未来志向で施策を継続的に推進することとされた。なお、同法の制定に伴い、アイヌ文化振興法は廃止された。

2. アイヌ施策推進法の概要

(1) 総則事項

① 目的

本法は、「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々」の先住民族としての認識を示した上で、その誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況並びに国連宣言の採択等近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村によるアイヌ施策推進地域計画の作成及び内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とするものとされている。

② 定義

まず、本法において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいうものとされている。「アイヌ文化」については、アイヌ文化振興法においても定義規定が置かれていたが、アイヌ文化は、アイヌの人々の生活と密接不可分なものであることから、本法では「生活様式」がアイヌ文化の例として新たに明示されている。

また、「アイヌ施策」とは、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策をいうものとされている。

さらに、「民族共生象徴空間構成施設」とは、民族共生象徴空間を構成する施設であって、国土交通省令・文部科学省令で定めるものをいうものとされている。なお、「国土交通省・文部科学省関係アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行規則」（令和元年文部科学省令・国土交通省令第1号）第1条により、民族共生象徴空間は北海道白老郡白老町に整備され、その施設は、国立民族共生公園、国立アイヌ民族博物館、慰霊施設等から構成されることが規定されている。

③ 基本理念

アイヌ施策の推進に関して、次の①から④に掲げる基本理念が定められている。

- I. アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。
- II. アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならない。
- III. アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならない。
- IV. 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

④ 責務

国及び地方公共団体の責務として、次の①から④に掲げる責務が定められている。

- I. 国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- II. 国及び地方公共団体は、アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- III. 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。
- IV. 国は、アイヌ文化の振興等に資する調査研究を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

⑤ 国民の努力

本法の目的である、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活すること

ができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図るためには、国民においてもその実現に寄与することが重要であることから、これを国民の努力として規定している。

(2) 基本方針、都道府県方針、地域計画

① 基本方針

政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないものとされている。

基本方針には、次の①から⑤に掲げる事項を定めるものとされている。

- I. アイヌ施策の意義及び目標に関する事項
- II. 政府が実施すべきアイヌ施策に関する基本的な方針
- III. 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する基本的な事項
- IV. 地域計画の認定に関する基本的な事項
- V. その他アイヌ施策の推進のために必要な事項

なお、内閣総理大臣は、アイヌ政策推進本部（後述Ⅳ）が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならないとされ、閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならないものとされている。この規定に基づき、令和元年9月6日に「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」が閣議決定されている。

② 都道府県方針

都道府県においては、地域の実情に応じ、広域的に取り組むことが効果的と考えられる施策の推進に係る方針を示すことにより、当該都道府県内の市町村等の施策の連携を図ることが重要である。そこで、都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針（以下「都道府県方針」という。）を定めるよう努めるものとされている。都道府県方針には、おおむね次の①から③に掲げる事項について定めるものとされている。

- I. アイヌ施策の目標に関する事項
- II. 当該都道府県が実施すべきアイヌ施策に関する方針
- III. その他アイヌ施策の推進のために必要な事項

また、都道府県知事は、都道府県方針に他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体

の長の意見を聴かなければならないものとされている。

アイヌ施策推進法第8条に基づき、北海道において、令和元年10月に「北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針」を、令和3年3月に「北海道アイヌ政策推進方策」を策定している。

③ 地域計画

アイヌ施策を推進する上では、地域の創意工夫を生かし、かつ、きめ細かいニーズに応じた取組を全国的に促進することが必要である。そこで、本法では、市町村を施策の中心的な実施主体と位置付け、計画を策定した市町村に対する各種の支援措置を規定している。

まず、市町村は、基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画（以下「アイヌ施策推進地域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるものとされている。当該市町村を包含する都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、当該都道府県方針を勘案してアイヌ施策推進地域計画を作成するものとされている。令和7年12月1日時点で37市町村の計画が認定されている。

アイヌ施策推進地域計画には、次の①から④に掲げる事項を記載するものとされている。

- I. アイヌ施策推進地域計画の目標
- II. アイヌ施策の推進に必要な次に掲げる事業に関する事項
 - イ) アイヌ文化の保存又は継承に資する事業
 - ロ) アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業
 - ハ) 観光の振興その他の産業の振興に資する事業
 - ニ) 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業
 - ホ) その他内閣府令で定める事業
- III. 計画期間
- IV. その他内閣府令で定める事項

なお、市町村は、アイヌ施策推進地域計画を作成しようとするときは、これに記載しようとする上記事業を実施する者の意見を聴かなければならないものとされている。

また、市町村から認定の申請があった場合、内閣総理大臣は、当該アイヌ施策推進地域計画が次の①から③に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとされている。

- I. 基本方針に適合するものであること
- II. 当該アイヌ施策推進地域計画の実施が当該地域におけるアイヌ施策の推進に相当程度寄与するものであると認められること
- III. 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

④ 交付金の交付

国は、アイヌ施策推進地域計画が内閣総理大臣の認定を受けたとき、当該認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業の実施に要する費用に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができることとされている。令和7年12月1日時点で、37市町村に交付されている。

本交付金制度に基づき、アイヌ文化の振興に関する事業の他、観光コンテンツの造成、観光プロモーション、ブランド化推進等の地域・産業振興事業、アイヌの人々と地域住民との交流の場の整備や高齢者のコミュニティ活動への支援、人材育成のための子どもの学習支援等のコミュニティ活動支援事業に対し、国から市町村への支援が行われている。

⑤ 国有林野における共有林野の設定

アイヌの人々は、歴史的に、自ら採取した林産物を素材として祭具その他の生活用具を制作していた。そうした伝統的な生活文化の振興を図るためには、生活用具等の素材となる林産物の採取を円滑化する措置が必要とされた。

そこで、本法では、認定アイヌ施策推進地域計画に国有林野において採取する事業に関する事項を記載している場合は、アイヌの人々により継承されてきた儀式の実施等に利用するための林産物を採取することができる権利を設定することができる措置が規定されている。令和7年12月1日時点では、累計6市町村が本特例を活用してきた。

⑥ 漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮

アイヌの人々にとってさけは伝統的に重要な資源であり、生活圏周辺の河川で儀式等に必要なさけを採捕してきた経緯を踏まえ、河川におけるさけの採捕を円滑化する措置が必要とされた。

そこで、アイヌにおいて継承されてきた儀式・漁法の保存・継承、又は儀式等に関する知識の普及等に利用するためのさけを内水面で採捕する事業のため、農林水産省令又は都道府県の規則の規定による許可を求められたときは、農林

水産大臣又は都道府県知事は、当該内水面さけ採捕事業が円滑に実施されるように適切な配慮をするものとされている。令和7年12月1日時点では、累計7市町村が本特例を活用してきた。

⑦ 商標法特例

アイヌの伝統工芸の更なる振興や自立的な発展を図るためには、アイヌの伝統工芸品の地域ブランド化を推進し、工芸品の製作が生業として成立するよう支援する必要がある。そこで、本法では商標法の特例措置が規定されている。

具体的には、特許庁長官は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録については、登録料又は商標登録出願の手数料を軽減し、又は免除することができるものとされている。

(3) 指定法人・民族共生象徴空間

① 指定法人の指定及び業務

アイヌ文化の振興等は、文化の担い手であるアイヌの人々を中心とした民間による自主的な活動により展開される必要がある。そこで、国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次の①から⑥に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、その業務を行う者として指定することができるものとされている。

- I. 委託を受けて民族共生象徴空間構成施設の管理を行うこと
- II. アイヌ文化を継承する者の育成その他のアイヌ文化の振興に関する業務を行うこと
- III. アイヌの伝統等に関する広報活動その他のアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発を行うこと
- IV. アイヌ文化の振興等に資する調査研究を行うこと
- V. アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対して、助言、助成その他の援助を行うこと
- VI. その他アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務を行うこと

令和元年5月24日、アイヌ施策推進法第20条第1項に基づき、公益財団法

人アイヌ民族文化財団が指定を受けた。

② 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置

国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人の指定をしたときは、民族共生象徴空間構成施設の管理を指定法人に委託するものとされている。また、指定法人は、民族共生象徴空間構成施設の管理に要する費用に充てるために、民族共生象徴空間構成施設につき入場料その他の料金を徴収できるものとされている。

③ 民族共生象徴空間構成施設管理業務規程

指定法人は、その業務に関する規程（以下「民族共生象徴空間構成施設管理業務規程」という。）を定め、国土交通大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければならないものとされており、アイヌ施策推進法第22条第1項の規定に基づき、令和元年9月6日に同規定を定めた。

民族共生象徴空間構成施設管理業務規程には、民族共生象徴空間構成施設管理業務の実施の方法、民族共生象徴空間構成施設の入場料等の事項を定めなければならないものとされている。

④ 事業計画等

指定法人は、毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に、国土交通大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければならないものとされている。

(4) アイヌ政策推進本部

① アイヌ政策推進本部の設置及び構成員等

アイヌ施策は、非常に幅広い省庁の所掌に係るものであり、各種の施策を政府一体となって総合的かつ効果的に推進する必要がある。このような観点から、内閣にアイヌ政策推進本部（以下「本部」という。）を置くことが定められている。本部は、基本方針の案の作成、基本方針の実施の推進その他アイヌ施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどるものとされている。

本部長は内閣官房長官、副本部長は国務大臣をもって充てることとされている。また、本部員として、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、

農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣（副本部長に充てられた者を除く。）の他、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者が定められている。これにより、令和元年7月29日には国土交通大臣を副本部長に充てることが閣議決定されている。その後、内閣官房におけるアイヌ施策に関する事務を担当する国务大臣、内閣府特命担当大臣（アイヌ施策）も副本部長に充てられるようになった。

アイヌ政策推進本部は第1回、第2回開催以降毎年開催されており、これまで計6回開催された。

② 資料の提出その他の協力

本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる他、特に必要があると認めるときは、それ以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができるものとされている。

(5) 検討

政府は、本法の施行後5年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。

3. 法施行5年後検討の進め方

アイヌ施策推進法は、平成31年4月19日に成立し、令和元年5月24日に施行されたが、同法附則第9条において、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されているところ。令和6年5月24日をもって施行後5年を経過したことから、施行状況について整理・検討し、何かしらの措置を講ずる必要があるかを検討したものである。

検討に当たっては、まず、これまで政府が講じてきた施策は多岐に渡るところ、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書(平成21年7月とりまとめ)において、『アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活することができ、及びその誇りが尊重される社会を実現する』という基本理念の下、政策を進めるに当たって類型化された分野※を参考にしながら、アイヌ施策推進法施行以降講じてきた施策(関連施策を含む)を整理した。続いて、アイヌに対する理解度に関する国民意識調査(令和6年度)(以下「国民意識調査」という。)やアイヌ施策推進法施行5年後検討に係る意見交換会(以下「意見交換会」という。)の結果を踏まえて、施行状況について検証し、最後に、当該検証を踏まえ、今後のアイヌ政策の方向性について検討し、今後講ずる施策等を提示した。

※アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書(平成21年7月)において
類型化された分野

- ① 国民の理解の促進(教育/啓発)
- ② 広義の文化に係る政策(民族共生の象徴となる空間の整備/研究の推進/アイヌ語をはじめとするアイヌ文化の振興/土地・資源の利活用の促進/産業振興/生活向上関連施策)
- ③ 推進体制等の整備

4. アイヌ施策推進法施行以降講じてきた施策

これまで、政府は、平成 20 年に衆参両院において全会一致で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」等を踏まえ、アイヌ施策推進法を制定し、アイヌの人々を先住民族としての認識を示した上で、従来の文化振興施策や生活向上施策に加え、民族共生象徴空間（ウポポイ）の開設をはじめ、アイヌ政策推進交付金を活用した、地域・産業・観光振興の取組、その他の施策を含む総合的な施策を推進してきた。

具体的には、本法において、アイヌの人々が先住民族であるとの認識の下、

- ・ 国、地方公共団体、国民の責務を示すとともに、
- ・ 市町村が作成するアイヌ施策推進地域計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合における交付金の交付、林産物の採取及びさけの採捕に関する特例等の措置
- ・ 民族共生象徴空間の円滑な運営のための措置
- ・ アイヌ政策を総合的に企画・立案・推進する国の体制の整備

等、アイヌ施策の効果的な推進を図るために必要な措置が講じられてきた。

本法に基づく施策以外にも、各省庁においてアイヌの人々を支援するための措置が講じられており、主だったものについて、以下のとおり、「教育・啓発」「ウポポイ」「遺骨返還」「文化振興・伝承」「地域・産業・観光振興」「生活向上」「推進体制等」に分類し整理した（以下施策は、アイヌ施策推進法施行以前のものも含む）。

1. 教育・啓発

(教育)

●教科書における記述の充実

- 教科書出版社を対象にした説明会の開催【内閣官房】
- 教科書における記述の充実【文部科学省】
 - ・平成 29 年公示の小・中学学習指導要領において、アイヌ文化・アイヌ民族について扱う旨を記載
 - ・平成 30 年公示の高等学校の学習指導要領において、アイヌ文化等を取り上げることとしている

●副読本の利活用の充実

- 児童生徒向け副教材の作成・配布【国土交通省・北海道】
- 教員用指導資料の作成・配布（令和 2 年度）【札幌市】
- 小中学校におけるアイヌ文化理解促進のためのふるさと学習の推進【白老町】

●アイヌ文化等に関する体験学習等の実施、教職員等への研修の充実

○小中高等学校におけるアイヌ文化理解促進のための体験プログラムの実施

【札幌市】

○教職員の理解の促進と支援【札幌市】

○イオル事業を通じた、教職員の理解の促進【白老町】

○千歳市立末広小学校におけるアイヌ文化学習【千歳市】

(啓発)

●広報活動や行事の実施

○アイヌの伝統等をテーマとするセミナーの開催【国土交通省・北海道】

○文化フェスティバル及び講演会の開催

【国土交通省・文部科学省・北海道・市町村】

○子どもを対象としたアイヌ文化の体験教室の実施【国土交通省】

○インターネット広告等による人権啓発の実施【法務省】

○アイヌ文化に関する啓発動画を活用した学習の推進

(令和5年度～)【内閣官房・法務省・国土交通省・文部科学省】

○アイヌの人々に関する人権教室の活用の推進

(令和6年度)【法務省・文部科学省】

○「イランカラプテ」キャンペーンの展開【内閣官房・北海道他】

○東京オリンピックにおけるアイヌ文化とウポポイの情報発信

(令和3年度)【内閣官房・国土交通省・文化庁・北海道・札幌市】

○大阪・関西万博におけるアイヌ文化の対外発信

(令和7年度)【内閣官房・文化庁・国土交通省・北海道】

○アイヌの歴史・文化を学ぶための動画の配信・体験学習の実施

(令和3年度～)【北海道】

●公共の場等でのアイヌ文物等の展示

○博物館等におけるアイヌ関係資料の展示・公開等への支援

【文部科学省・北海道他】

○空港等におけるアイヌ文物等の展示

【文部科学省・国土交通省・北海道】

○地下歩行空間等におけるアイヌ文物等の展示

【札幌市、旭川市、白老町】

○アイヌ文化を発信する空間の設置【北海道・札幌市】

2. ウポポイ

●民族共生の象徴となる空間の整備

- 「民族共生の象徴となる空間」の具体化・民族共生象徴空間（ウポポイ）の運営【国土交通省・文部科学省他】
 - ・国立民族共生公園の整備（平成28年度～令和2年度）
 - ・博物館等におけるアイヌの遺骨の保管状況等の調査を実施（平成27～28年度、平成30年度～令和元年度、令和3～4年度）
 - ・アイヌ資料等収蔵状況調査及び人材育成事業を実施
 - ・運営主体による開業準備活動の実施（国立アイヌ民族博物館の展示企画等、体験プログラムの具体化等）（平成30年度～令和2年度）
 - ・ウポポイに係る満足度調査の実施（令和2年度）
 - ・民族共生象徴空間（ウポポイ）がオープン（7月12日）。新型コロナウイルス感染症対策にも対応した魅力的なプログラムの提供、誘客促進に向けた広報活動等を実施。（令和2年度）
 - ・ウポポイ周年記念式典の開催（令和3年度～）
 - ・アイヌ古式舞踊等を伝承している団体を招請し、ウポポイにおいて各地域で伝承されている舞踊等を披露・発信（令和3年度～）
 - ・北海道内各地域の伝統技術伝承者を招き、工房の実演スペースにおいて、製作技術の実演を公開（令和3年度～）
 - ・北海道内各地域の伝承者を招き、チセにおいては口承文芸、体験学習館においてはアイヌ料理を実演（令和4年度～）
 - ・小、中、高の社会科の授業等で活用できるアイヌの歴史や文化に関する動画教材を開発。活用事例と共に配信を開始し、教育委員会等に対して活用を呼び掛け（令和5年度～）
 - ・アイヌ文化でつながる博物館等ネットワーク（愛称 プンカラ）事業として協働展示を東京・京都等道外で実施（令和5年度～）
 - ・海外の博物館と連携した海外での展示を実施（令和7年度～）

3. 遺骨返還

●大学の保管するアイヌ遺骨等の返還

- 大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還申請の受け付け・返還を実施（令和元年度～）【文部科学省】

●博物館等の保管するアイヌ遺骨等の返還

○博物館等の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還申請の受け付け・返還を実施（令和5年度～）【文化庁】

●慰霊施設の保管するアイヌ遺骨等の返還

○慰霊施設の保管するアイヌ遺骨の出土地域への返還を実施（令和5年度～）【国土交通省】

4. 文化振興・伝承

●アイヌ語をはじめとする文化の振興

○「危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業」の実施【文化庁】

○アイヌ語教育事業、アイヌ語普及事業、アイヌ文化伝承再生事業、アイヌ文化交流事業、アイヌ文化普及事業【文化庁・北海道】

○アイヌ文化活動表彰事業（アイヌ文化賞）【文化庁・北海道】

○国立公園ビジターセンター等における展示及び案内・解説板のアイヌ語併記等の実施【環境省】

●研究の推進

○アイヌ・先住民との文化的共生に関する総合的・実践的研究【文部科学省】

○北海道博物館におけるアイヌ文化の展示【北海道】

●土地・資源の利活用の促進

○アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業の支援【文部科学省・農林水産省・北海道・市町村】

○内水面さけ採捕事業及び国有林野における林産物の採取についての配慮（令和元年度～）【農林水産省】

5. 地域・産業・観光振興

●アイヌ文化を活用した地域振興・観光振興に関する支援

○文化遺産を活かした地域活性化への支援【文部科学省】

○アイヌ文化を活かした観光振興・地域活性化への支援【市町村】

●アイヌブランドの確立への支援

○展示会の開催と技術研修の実施【経済産業省・北海道】

○アイヌ工芸品の販路拡大と担い手育成【北海道】

○アイヌ文化のブランド化推進（令和元年度～）【市町村】

●国外へのプロモーションの実施

○海外のメディア等による視察旅行及びオンライン広告の実施【観光庁】

6. 生活向上

●北海道内施策

○北海道の生活向上関連施策の支援【関係省庁・関係機関】

- ・北海道アイヌ政策推進方策（令和3年3月策定）に基づいた生活向上施策を支援

●全国施策

○「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会報告を踏まえた全国的見地からの支援等の検討及び施策の実施【内閣官房・関係省庁・関係機関】

- ・高等教育機関への進学支援として、独立行政法人日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与が受けやすくなるよう基準を緩和

【文部科学省】

- ・各施策のパンフレット等での情報提供、教育相談・職業相談・民生委員等相談に応ずる者に対する研修の充実、アイヌ文化に関する情報発信等の強化【関係省庁・関係機関】

7. 推進体制等

●アイヌ政策を総合的に企画・立案・推進する国の体制の整備

○アイヌ施策推進法の施行・アイヌ政策推進本部の開催

（令和元年度～）【内閣官房】

○アイヌ政策推進交付金制度の創設（令和元年度～）【内閣官房・内閣府】

- ・活用市町村数：14（令和元年度）→37（令和7年度）

●アイヌ施策に関する協議の場等の設置

○アイヌ政策推進会議の開催【内閣官房・関係省庁】

○政策推進作業部会の開催【内閣官房・関係省庁】

5. アイヌ施策推進法の施行状況の検証

(1) アイヌに対する理解度に関する国民意識調査の結果

アイヌに対する理解度に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするために実施。

- 実施時期

令和7年1月23日～令和7年2月24日

- 対象

全国18歳以上の日本国籍を有する者3,000人

※有効回答者数：1,254人 / 回収率：41.8%

- 調査結果総評

- ・アイヌ民族の認知度／アイヌの人々や文化に接した機会について

⇒全国のアイヌ民族の認知度は95%以上を占めているが、アイヌの人々や文化に接した機会があると回答した割合は30%未満。

- ・アイヌに対する差別について

⇒アイヌに対する差別や偏見を見聞きしたことがある割合（メディアやSNSへの書き込み等を含む）は、全国で約10%、道内で約30%であった。

⇒差別の原因を「アイヌ民族の歴史的・社会的背景に対する無理解」、

「アイヌ文化に対する無理解」、「アイヌ民族への固定的なイメージ等民族に対する偏見や先入観」と考えている方は、全国・北海道ともに約半数を占めた。

- ・ウポポイについて

⇒「ウポポイに行ったことがある」と回答したのは、全国では数%、北海道では約30%、「ウポポイに行ったことがない」と回答したのは、全国・北海道ともに30%以上、「ウポポイに行ったことはないが、今後行ってみたい」と回答したのは、全国では約13.8%、北海道では27.0%であった。

- ・今後のアイヌ施策について

⇒「アイヌの人々への理解を深めるための啓発・広報活動」や

「アイヌの歴史・文化の知識を深めるための学校教育」を重点的に取り組むべきと考えている方は、全国・北海道ともに約半数～60%を占めた。

(2) アイヌ施策推進法施行5年後検討に係る意見交換会の結果

法施行5年後の検討に資するため、アイヌ施策推進法の施行状況について説明した上で、アイヌの人々の意見等を広く伺う意見交換会を北海道内各地、東京において開催。

● 実施時期／回数

令和6年9月25日～令和7年6月16日／20回

● 対象

各地域※のアイヌの人々（参加者：232名）

※札幌、千歳、旭川、網走、標津、阿寒、釧路、帯広、浦幌、
新ひだか、日高、平取、苫小牧、白老、八雲、伊達、豊浦、東京

● 結果（主な意見）

1. 教育・啓発

- ✓ アイヌの歴史・文化を学校で教えてほしい。
- ✓ アイヌの歴史・文化の教育、人権教育を充実すべき。
- ✓ 人権相談・人権啓発事業を充実すべき。
- ✓ 差別的言動に対する罰則規定の制定・女性差別撤廃条約に係る国内対策など実効性ある対策をすべき。

2. ウポポイ

- ✓ 更なる周知広報、企画の充実、地域間の交流促進に努めてほしい。
- ✓ アイヌが行きやすくなる施策を検討してほしい。
- ✓ 管理部門と現場の更なる連携が必要。

3. 遺骨返還

- ✓ 国内、国外含め、アイヌ遺骨の迅速な返還を進めてほしい。
- ✓ 地域返還の推進に向け、市町村に声かけしてほしい。

4. 文化振興・伝承

- ✓ 国の施策として、アイヌ語を若い時に学べる環境整備やアイヌ語を残す取組等を実施してほしい。
- ✓ 儀式等に必要な植物採取が困難。計画的に植栽・採取出来る場所の確保が必要。
- ✓ アイヌにまつわる文化資源の重要文化財指定に向けた取組への支援を。
- ✓ 北海道外アイヌのための文化伝承等の活動場所を確保してほしい。

5. 生活向上支援

- ✓ 北海道が実施している修学支援に関して、時代に合った制度の見直しや貸付・返済基準の見直しをしてほしい。
- ✓ 必要な地域・人にしっかりと手当してほしい。

6. 地域・産業・観光振興

- ✓ 更なるブランド化事業を進めていきたいので、継続支援をお願いしたい。
- ✓ アイヌ文化を生業にする取組が様々な地域でも進み、職が増えれば良いと思う。

7. アイヌ政策推進交付金

- ✓ 必要な予算確保に努めてほしい。
- ✓ 他の地域にももっと使ってもらいたい。
- ✓ 市町村によって、担当者の有無やアイヌの意見聴取や説明方法、対応方針等にばらつきがある。こういう事業にも交付金を使えるということを示してほしい。
- ✓ エカシ・フチ事業の更なる周知徹底、拡充が必要。

8. その他

- ✓ アイヌ施策推進法において、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」にいう先住民族の権利を認める規定を創設すべき。

6. 今後のアイヌ政策の方向性

「4. アイヌ施策推進法施行以降講じてきた施策」に記載のとおり、アイヌ施策推進法の施行以降、従来の文化振興施策や生活向上施策に加え、民族共生象徴空間（ウポポイ）の開設をはじめ、アイヌ政策推進交付金を活用した、地域・産業・観光振興の取組、その他の施策を含む総合的な施策が推進され、アイヌの人々や文化に接する機会は増加傾向にあり、各地域における文化伝承活動等も拡大された。

一方で、国民意識調査結果からは、アイヌの人々・歴史・文化の理解・知識を深めるための啓発・広報活動や学校教育に重点的に取り組むべきとの意見の割合が高いこと等が明らかとなった。また、意見交換会では、総合的な施策の継続・充実強化や差別的言動に関する罰則規定の創設等の意見が寄せられた。

これらを踏まえ、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向け、以下の措置を講じていくこととする。

- 「教育・啓発（人権対策等）」、「ウポポイ」、「遺骨返還」、「文化振興・伝承」、「地域・産業・観光振興」、「生活向上」、「アイヌ政策推進交付金」等の諸課題に対し、力点を置いて取り組む方向性施策を明示し引き続き実施する。
- その際、限りがある実施主体、財源等のリソースを最大限活用し、相乗効果を高めていくため、施策・取組の連携、地域の連携、関係主体の連携等を一層促進していく。
- 引き続き、アイヌの人々、地方公共団体のニーズ等を丁寧に伺い、総合的な施策の進捗状況等のフォローアップを行う。

なお、総合的な施策の継続実施に当たっては法改正を要せず、法改正の要望があった事項については困難であることから、法改正はしない。

7. 今後講ずる施策等

「6. 今後のアイヌ政策の方向性」において示された方向性を踏まえ、今後講ずる施策等について、①各分野で力点を置いて取り組む施策、②相乗効果を高める施策、③今後のフォローアップの3つに分類し、具体的に示すこととする。

(1) 各分野で力点を置いて取り組む施策

法の施行状況、国民意識調査及び意見交換会の結果等を踏まえると、中長期的視点を持って、関係者の理解及び協力を得ながら、総合的なアイヌ施策を継続的に推進していくことが重要である。その中でも、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向けて、各分野で力点を置いて取り組む施策は以下と考える。

1. 教育・啓発

「教育」に関しては、アイヌの歴史や文化等について、国民の理解の促進を図るためには、児童・生徒の発達段階に応じた一定の基礎的な知識の習得が必要であると考えられる。これまでのアイヌに関する教育施策の実施状況をみると、平成29年から30年にかけて小・中・高等学校等の学習指導要領の改訂等が行われ、アイヌの文化について触れることや北方と交易していたアイヌについて取り扱うこととする等、アイヌに関する内容を充実させたことにより、令和2年度から令和6年度までの間に、アイヌに関する内容が充実した教科書の使用が小・中・高等学校等で順次開始されているところである。また、上記の小・中・高等学校等の学習指導要領の改訂等を行って以降、令和元年9月6日に「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」が閣議決定され、「存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発に関する取組に今後とも一層努める」ことや、「アイヌの人々に対する差別の解消に資する施策を推進するため、アイヌの歴史や文化を紹介したパンフレット等の作成・配布やアイヌに関する教育活動の推進などの措置を講ずる」こととしている。これら学習指導要領の改訂や閣議決定を踏まえ、教科書におけるアイヌに関する記述の充実のため、アイヌに係る専門的な知見や経験を有する有識者による情報提供等を行うセミナーを、教科書の発行者を対象に平成29年度から毎年開催しているところである。さらに、アイヌ文化の理解の醸成に資する取組については、札幌市や白老町等のように、アイヌ政策推進交付金等を活用しながらアイヌ文化を活用した体験プログラム等を提供している地域もある他、ウポポイで

は、小中高生向けの教育旅行や企業等が実施する各種研修等の受入を行っているところである。他にも、EXPO2025 大阪・関西万博において、伝統的なアイヌ舞踊を披露するイベントや工芸品等の展示・実演・販売を実施し、アイヌ文化の多様な魅力が国内外へ積極的に発信された他、人気マンガとコラボした各種企画が行われており、アイヌ文化の理解促進や次世代への継承に繋がっていると考えられる。

「啓発」に関しては、今後、アイヌ政策を円滑に推進していくためには、義務教育段階における基礎的な知識の習得に加えて、国民各層の幅広い理解を促進していくことが重要である。現状では、アイヌの人々を含む人権一般の普遍的な視点からの啓発、相談等の取組を実施している。インターネット上の誹謗中傷への対応としては、令和4年6月には侮辱罪の法定刑の引き上げが行われ、令和6年5月には大規模プラットフォーム事業者に対し対応の迅速化と運用状況の透明化を義務付ける法改正が行われる等の対策の強化を進めているところ。

また、アイヌの人々への対応としては、生活相談員や大手プロバイダ事業者への適切な対応の要請、アイヌ政策推進交付金を活用した人権啓発事業等を実施している。

一方で、国民意識調査の結果、アイヌの人々や文化に接した機会があると回答した割合は、増加傾向ではあるものの、全国で30%に満たず、また、差別や偏見を見聞きしたことがある割合は、全国で約10%、道内で約30%と道内で高い傾向となっている他、アイヌの人々に対する差別や偏見は、アイヌ民族の歴史的・社会的背景や文化に対する無理解が要因であると考えている方が約半数を占めており、アイヌの歴史・文化の知識を深めるための学校教育や啓発・広報活動の実施が必要とされていることが明らかとなった。また、意見交換会では、「アイヌの歴史・文化を学校で教えてほしい」、「アイヌの歴史・文化の教育・人権教育を充実すべき」、「人権相談・人権啓発事業を充実すべき」、「差別的言動に対する罰則規定の制定・女性差別撤廃条約に係る国内対策など実効性ある対策をすべき」といった意見が寄せられたところである。

これらを踏まえて、引き続き、中長期的視点に立ち、教育課程、人権啓発活動、全国的なイベント等を通じて、国民各層のアイヌの歴史、伝統、文化等についての理解・知識を深め、アイヌ文化等に接する機会を拡充していくことが重要であると考えられる。

「教育」については、小・中・高等学校教育におけるアイヌに関する教育の充実を図るべく、教科書の発行者を対象としたセミナーを実施し、教科書へのアイヌに関する記述の充実に向けた取組を進める。さらに、小・中・高等学校教育における

アイヌ文化を活用した体験プログラムの実施等、各地域における取組が促進されるよう、引き続き、アイヌ政策推進交付金の活用等によって支援していくこととする。他にも、ウポポイを通じたアイヌ文化の理解の醸成を図るべく、引き続き、教育旅行の誘致活動をはじめとするウポポイへの誘客促進やウポポイへ来場予定の学校への事前・事後学習への対応強化をはじめとする各種教育コンテンツの充実に向けた取組等を行っていくことに加え、ウポポイ東京公演や「GREEN×EXPO 2027」といった全国でのイベントへの参加を通じて、引き続きアイヌ文化を積極的に発信していく。

「啓発」については、引き続き、アイヌの歴史・文化に関心の高い学校からの要望に応じた人権教室の開催、各種ポスター・リーフレットの作成、啓発動画のインターネット配信、インターネットバナー広告の実施、アイヌ政策推進交付金を活用した各地域における人権啓発活動の支援等に取り組んでいく。また、これと両輪で、アイヌの人々への差別的言動が確認された場合の措置も講ずる必要があるところ、アイヌの人々からの人権相談等についても体制を継続していく。具体的には、アイヌの人々に対して、現行の人権相談の体制について幅広く周知を行うとともに、生活相談員や各人権擁護機関等に対して、アイヌの人々からの相談に適切に対応するよう改めて要請し、相談者であるアイヌの人々に対して、SNS 上での書き込みの削除申請の方法や相談機関の紹介等を適切に行っていく。また、大手プロバイダ事業者に対して、必要に応じて、アイヌの人々に関するインターネット上の書き込みに対する削除申請への適切な対応を要請していく。

この他、意見交換会で寄せられた、アイヌ施策推進法第4条に規定されている差別禁止規定に対する罰則規定の創設については、アイヌ施策推進法制定時における整理と同様に、刑法において既に名誉毀損罪や侮辱罪が存在しており、公然と、アイヌの人々の名誉を毀損させる行為・言動やアイヌの人々を侮辱するような行為・言動が確認できた場合には、当該罰則が適用され得ることとなっていること、また、罰則規定を設ける場合には、罰則の対象となる行為（態度や程度）と科される罰を明確にする必要があるが、差別には様々な形態がありこれらの基準を厳密に定義することは非常に困難であること等の観点から、困難である。

(主な施策)

- 小・中・高等学校教育におけるアイヌに関する教育の充実
 - ・教科書へのアイヌに関する記述の充実に向けた取組
 - ・教科書の発行者を対象としたセミナーの継続実施 等
- 小・中・高等学校におけるアイヌ文化を活用した体験プログラムの実施
- ウポポイへの教育旅行等を通じたアイヌ文化の理解の醸成
 - ・ウポポイへの誘客促進に資する取組（学校訪問の継続実施等）
 - ・各種教育コンテンツの充実に向けた取組（ウポポイ探究学習プログラム、教育旅行遠隔学習、はじめてのアイヌ博等） 等
- 全国でのイベントを通じたアイヌ文化の発信
 - ・ウポポイ東京公演
 - ・2027年国際園芸博覧会におけるアイヌ文化の発信 等
- 人権啓発活動の拡充・支援
 - ・人権教室の開催
 - ・インターネットバナー広告の実施
 - ・アイヌ政策推進交付金を活用した、市町村による人権啓発活動の継続支援
 - ・道外における人権啓発活動の継続実施 等
- 人権相談等に係る体制の継続
 - ・生活等相談員による相談受付
 - ・みんなの人権110番、法務局による特設人権相談所の開設
 - ・相談者へのインターネット上の書き込みの削除申請方法の紹介、大手プロバイダ事業者に対するアイヌ施策推進法等の説明 等

2. ウポポイ

民族共生象徴空間（ウポポイ）は、将来へ向けて、先住民族の尊厳を尊重し差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴的な空間、アイヌ文化の復興・発展の拠点として、令和2年7月12日に開業した。

開業以来、アイヌの人々、関係機関の様々な努力により、複合的な役割（※1）を果たし、国内外から160万人を超える多くの方々に来場いただき、教育旅行をはじめアイヌの歴史、文化等に接する機会が拡大された。さらに、園内での様々なアイヌ文化等に係る展示、体験メニューの整備・実施や、全国でのアイヌ文化の発信やウポポイのPR等を通じて、アイヌ文化の継承・創造等が一定程度進んだと言える。

また、令和6年に内閣官房、国土交通省及び文化庁が連携して策定した「民族共生象徴空間（ウポポイ）の充実強化について」（令和6年7月）等に基づき、関係省庁やアイヌ民族文化財団が一体となって、民族共生象徴空間（ウポポイ）内で提供されるプログラムの改善等に総合的に取り組んでいるところ。

しかしながら、近年、令和4年度の約37万人をピークに来場者の減少傾向が続いているところ、ウポポイがその複合的な役割を果たし続けていくための取組が急務となっている。また、国民意識調査の結果、ウポポイに行ったことがある方は、全国ではごくわずかで、北海道では約30%にとどまっている他、「ウポポイに行ったことはないが、今後行ってみたい」と回答したのは、全国では13.8%、北海道で

は 27.0%であり、魅力あるコンテンツの充実等が必要であることが明らかとなった。さらに、アイヌの人々や文化に接した機会があると回答した割合は、増加傾向にあるものの、全国で 30%に満たないことから、ウポポイにおける各種イベント等を通じて、アイヌ文化等に触れてもらう取組等が必要であることが明らかとなった。他にも、意見交換会において、「更なる周知広報、企画の充実、地域間の交流促進に努めてほしい」、「アイヌが行きやすくなる施策を検討してほしい」や「管理部門と現場の更なる連携が必要」といった意見が寄せられたところである。

これを踏まえて、ウポポイがアイヌ文化の復興・発展の拠点として、複合的な役割を果たし続けていくためにも、より多くの方々にウポポイに足を運んでもらい、アイヌ文化等の魅力に触れてもらうことで、アイヌ文化等の継承・創造等も進む好循環の確立を図っていくこととする。具体的には、引き続き、ウポポイにおけるアイヌ文化等に関する各種コンテンツの魅力の向上に向けて、「民族共生象徴空間（ウポポイ）の充実強化について」（令和6年7月）等を推進するとともに、ウポポイの運営等を含めた実効性ある具体的な対応策について、関係機関が一層連携し、継続的に対応策を検討・実施（※2）していくこととする。

（主な施策）

○「民族共生象徴空間（ウポポイ）の充実強化について」（令和6年7月）等の推進

- ・国立アイヌ民族博物館の改善・新規の取組の実施
- ・ウポポイ内におけるプログラムの改善・新規の取組の実施
- ・地域との連携強化
- ・効果的な広報の実施

（補足）「7. 今後講ずる施策等—（2）相乗効果を高める施策—3. 関係機関と連携したウポポイ来場者増加に向けた取組」において、具体的方策を検討・実行。

（※1）アイヌ総合政策推進会議決定（平成28年7月）による整理

- ①アイヌの人々による歴史・伝統・文化等の継承・創造の拠点
- ②国内外の人々のアイヌに関する理解を促進する拠点
- ③アイヌ文化復興に向けた全国的ネットワークの拠点

（※2）「7. 今後講ずる施策等—（2）相乗効果を高める施策 - 3. 関係機関と連携したウポポイ来場者増加に向けた取組」において記載

3. 遺骨返還

アイヌの人骨は、古くから人類学等の分野で研究対象とされ、特に明治中期～昭和初期にかけて、日本人の起源を巡る研究のため、大学の研究者等によって発掘・収集が行われていた。

政府としては、「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」（令和元年9月6日閣議決定）において、先住民族にその遺骨を返還すること

が世界的な潮流となっていること並びにアイヌの人々の遺骨及び付随する副葬品（以下「遺骨等」という。）が大学等において保管されていることに鑑み、関係者の理解及び協力の下で、アイヌの人々への遺骨等の返還を進め、直ちに返還できない遺骨等については民族共生象徴空間（ウポポイ）の慰霊施設に集約し、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図るとともに、慰霊施設はアイヌの人々による受入体制が整うまでの間の適切な管理を行う役割を担うこととしている。

意見交換会においては、「国内、国外含め、アイヌ遺骨の迅速な返還を進めてほしい。」との声が寄せられたところであり、関係者の理解及び協力の下でアイヌの人々への遺骨等の返還を進めるとの方針の下、基本方針等に基づき、関係省庁や地域と連携しながら、国内外に保管されている遺骨等の地域返還に取り組んでいくことが重要である。

（i）国内（大学・博物館等）及びウポポイ（慰霊施設）に保管されている遺骨等の返還

大学に保管されていた遺骨等については、「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」（平成26年6月）や「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」（平成30年12月）等に基づいて返還手続を進めることとしており、個人が特定された遺骨等の返還申請については平成28年に、出土地域が特定された遺骨等の返還申請については平成31年に、受付を開始したところ。令和7年12月1日現在までに、個人が特定された遺骨等のうち2体と、出土地域が特定された遺骨等のうち79体・箱が返還され、また、返還申請されているものや訴訟中のものを除く1,582体・箱の遺骨等が民族共生象徴空間（ウポポイ）の慰霊施設に集約されており、上記以外の229体・箱の遺骨等については、それら全てに対する返還申請があり、返還に必要な要件等を確認中である。

博物館等又はその設置者に保管されていた遺骨等の返還については、「博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて」（令和4年7月）に基づいて返還手続等を進めることとしており、出土地域が特定された遺骨等の返還申請について、令和5年に受付を開始したところ。令和7年12月1日現在までに、返還が申請された遺骨等のうち、出土地域が特定された94体・箱が返還され、また、返還申請されているものを除く51体・箱の遺骨等が民族共生象徴空間（ウポポイ）の慰霊施設に集約されており、上記以外の11体・箱の遺骨等のうち、6体については返還先の出土地域の団体と返還方策を協議中、5体については出土地域の団体と合意の上で博物館にて保管継続

中である。

民族共生象徴空間（ウポポイ）の慰霊施設に集約されたアイヌ遺骨等については、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図るとともに、アイヌの人々による受け入れ体制が整うまでの間、適切に保管することとしており、民族共生象徴空間（ウポポイ）の慰霊施設への集約後における遺骨等の返還手続については、「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」（平成30年12月）等に基づいて進めることとしており、出土地域が特定された遺骨等の返還申請については、令和4年に受付を開始したところ。令和7年12月1日現在までに、返還申請を受けた遺骨等のうち28体・箱が出土地域に居住しているアイヌの人々を中心として構成される団体に返還されている。

引き続き、基本方針等に基づき、関係省庁や地域と連携しながら、国内（大学・博物館）及び民族共生象徴空間（ウポポイ）に保管されている遺骨等の地域返還に取り組んでいく。

（ii） 国外（大学や博物館等）に保管されている遺骨等の返還

国外の大学や博物館等に保管されていることが判明したアイヌの人々の遺骨についても返還の取組を進めているところであり、令和7年12月1日現在までに、平成29年にドイツから1体の遺骨が、令和5年にオーストラリアから4体の遺骨が、令和7年4月にエディンバラ大学（イギリス）から3体の遺骨が返還された。

また、ロンドン自然史博物館（イギリス）に保管されていることが判明したアイヌの人々の遺骨3体について、同博物館に対して令和6年4月に返還請求を行った。

同博物館において、更に調査が必要な遺骨を保管していることが判明したため、内閣官房と同博物館でそれぞれ追加調査を実施した。これらの調査結果を踏まえて、令和7年10月に改めて同博物館に対して、アイヌの人々へ遺骨の返還を請求したところ、同博物館から同年11月に5体の遺骨を日本に返還する旨の連絡があった。

返還が決まった遺骨について、同年12月から日本国内における地域返還手続きの公募手続きを開始しているところであるが、地域が不明なもの又は地域に返還できないものについては、民族共生象徴空間（ウポポイ）の慰霊施設に集約することとなる見込みである。

なお、日本への遺骨の返還時期や返還方法等については、同博物館と現在

協議中である。

(主な施策)

- 国内（大学・博物館）・ウポポイ（慰霊施設）に保管されているアイヌ遺骨等の返還
 - ・基本方針等に基づく、地域へのアイヌ遺骨等の返還
- 国外（大学・博物館）に保管されているアイヌ遺骨等の返還
 - ・英国ロンドン自然史博物館からの遺骨の返還

4. 文化振興・伝承

アイヌ文化の振興・伝承に係る施策の現状をみると、アイヌ語の保存・継承に必要なアナログ資料のデジタル化及びアーカイブ化事業やアイヌ語での日常会話ができる話者の育成等、危機言語の保存・継承に向けた取組や、アイヌ施策推進法における、国有林野における林産物の採取に関する特例やアイヌの伝統的儀式・漁法の伝承等のためのさけの採捕への配慮等がされているところ。さらに、高齢者の豊富な人生経験が尊重された地域の共生社会づくりを目的として、過去の経験を次世代に語り継ぐなどアイヌ高齢者（エカシ・フチ）のコミュニティ活動に対する支援が令和5年度から実施されている他、アイヌ民族文化財団事業やウポポイにおいて、アイヌ文化の伝承育成プログラムや各地域と連携した研修をはじめとする交流等が行われている。また、アイヌ政策推進交付金を通じて、地域の実情やニーズ等に応じて、市町村の文化伝承や人材育成等の取組を支援している。加えて、北海道外におけるアイヌ文化の発信・伝承活動の促進に向けても、アイヌ民族文化財団が運営するアイヌ文化交流センター（東京・御徒町）を拠点として、アイヌ文化の学習・体験が可能なコンテンツが提供されている他、作品展やイベント等の開催を通じて、アイヌ文化の発信・伝承がなされており、アイヌ文化の振興・伝承に係る取組は、着実に前進していると言える。

一方で、国民意識調査の結果、アイヌの人々や文化に接した機会があると回答した割合は、増加傾向ではあるものの、全国で30%に満たないことから、全国でのイベント等を通じて、アイヌ文化等に触れてもらう取組等が必要であることが明らかとなった。また、意見交換会では、「国の施策として、アイヌ語を若い時に学べる環境整備やアイヌ語を残す取組等を実施してほしい」、「儀式等に必要な植物採取が困難、計画的に植栽・採取出来る場所の確保が必要」、「アイヌにまつわる文化資源の重要文化財指定に向けた取組支援を」、「北海道外アイヌのための文化伝承等の活動場所を確保してほしい」といった意見が寄せられたところである。

これらを踏まえて、引き続き、中長期的視点に立ち、様々な施策・取組を通じて総合的なアイヌ文化の振興・伝承に取り組むとともに、アイヌ文化の基盤である

アイヌ語の保存・継承、アイヌ高齢者の知見等の継承、若者の人材育成、北海道内外における発信・伝承活動の推進等、世代や地域を意識したきめ細やかな施策を講じていくことが重要であると考えられる。

具体的には、引き続き、アイヌ語のアナログ資料のデジタル化及びアーカイブ化に向けた取組等を支援していくとともに、新たにアイヌ語の話者育成に資する事業を行う他、アイヌ政策推進交付金を活用した市町村によるアイヌ語事業の支援等を進めていく。さらに、引き続き、アイヌ施策推進法上の特例措置が多くの地域で有効に活用されるよう、普及啓発等に取り組んでいく他、多くの地域でエカシ・フチ事業や文化伝承・人材育成等に資する取組が実施されるよう、アイヌ政策推進交付金の有効活用に向けた普及啓発等に取り組んでいく。また、アイヌ民族文化財団事業やウポポイにおいて行われている、若者の文化伝承活動・人材育成支援についても継続的に実施するとともに、引き続き、北海道外におけるアイヌ文化の発信・伝承活動の促進を図るため、アイヌ文化交流センターの利活用の促進や全国での各種イベントの開催等に向けた取組を推進する。

(主な施策)

- 文化の基盤であるアイヌ語の保存・継承
 - ・アイヌ語のアナログ資料のデジタル化及びアーカイブ化の継続支援
 - ・アイヌ政策推進交付金を活用した、市町村によるアイヌ語事業
 - アイヌ施策推進法における特例措置（林産物の採取に関する特例、さけの採捕への配慮）の活用促進
 - アイヌ政策推進交付金を活用した、エカシ・フチ事業を実施する市町村の支援
 - アイヌ民族文化財団事業、ウポポイ、アイヌ政策推進交付金を活用した若者の文化伝承活動・高齢者の知見継承・人材育成支援
 - 北海道外におけるアイヌ文化の発信・伝承活動の促進
 - ・アイヌ民族文化財団が運営するアイヌ文化交流センターの利活用の促進、全国でのイベントの開催
- (補足) 北海道外アイヌのための文化伝承等の活動場所として設置の要望があった生活館は、社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設として、市町村が設置し運営するものである。

5. 地域・産業・観光振興

現状は、各市町村において、アイヌ政策推進交付金を活用したアイヌ文化の観光プロモーションの実施やアイヌ工芸品の販路拡大、担い手育成等が行われる等、アイヌの人々と地域の人々が協力し、アイヌ文化を重要な観光資源として位置づけ、地域・産業・観光振興に資する取組が行われているところである。

一方で、意見交換会では、「更なるブランド化事業を進めていきたいので、継続支援をお願いしたい。」「アイヌ文化を生業にする取組が様々な地域でも進み、職が増えれば良いと思う。」といった、アイヌ文化にまつわる工芸品等の更なるブランド化に向けた取組支援やアイヌ文化の生業化に向けた取組の推進等に係る要望が寄せられたところ。

これを踏まえて、市町村のアイヌ文化振興・伝承等に資する地域・産業・観光振興の取組を支援することを通じて、アイヌの歴史、伝統、文化等の普及啓発を図るとともに、アイヌの人々の社会・経済活動の促進等を図っていくこととする。具体的には、市町村による、コミュニティ活動支援のためのバス運営やアイヌ文化のブランド化、アイヌの観光振興等の取組が促進されるよう、アイヌ政策推進交付金の有効活用に向けた普及啓発等に取り組んでいく。

(主な施策)

- アイヌ政策推進交付金を活用した市町村のアイヌ文化振興等に資する地域・産業・観光振興の取組支援
 - ・市町村による、コミュニティ活動支援のためのバス運営、アイヌ文化のブランド化、アイヌの観光振興等への支援

6. 生活向上

現在、アイヌの人々の生活支援については、各地域におけるアイヌの人々とそれ以外の地域住民の間の格差の是正等、地域の状況に応じて地方公共団体が取り組み、国が財政的な支援を行っているところである。

一方で、意見交換会では、「アイヌ子弟向けの大学奨学金制度の給付への見直しや大学卒業後の返済要件の基準の再考」、「必要な地域・人にしっかりと手当してほしい。」など、修学支援の見直しや、生活向上支援の継続に係る意見が寄せられたところ。

これらも参考に、アイヌの人々の生活意識や環境の変化を踏まえつつ、引き続き、アイヌの人々の社会的・経済的な地位の向上を図るため、北海道において策定作業を進めている「第2次北海道アイヌ政策推進方策」等に基づいた、北海道・市町村

等が実施するアイヌ生活向上関連施策に対して必要な支援等を行っていくことが重要であると考えられる。

具体的には、経済的な理由によって修学が困難なアイヌ子弟の大学・短期大学への進学を奨励し、奨学金及び通学用品等助成金の貸与事業を行うアイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学）制度、経済的な理由によって修学が困難なアイヌ子弟の高校生等に対して、奨学金及び通学用品等助成金の給与を行うアイヌ子弟高等学校等進学奨励費制度、職業相談・職業紹介の実施、職業相談員等経験交流会の開催、雇用の安定を図るための事業主説明会の開催等の就職の促進や就職に際し必要となる初期費用等の資金の貸付を行う就職促進資金融資制度、公共職業能力開発施設への入校準備に必要な費用及び職業訓練の受講継続を容易にするための費用を支給する職業訓練受講奨励事業、生活館運営に要する費用について支援する生活館運営事業及びアイヌの人々からの生活上の悩み等の電話相談に対応し、地方公共団体、人権関係諸団体及びアイヌ関係団体等へ紹介等を行う生活相談充実事業といった生活環境の改善に資する取組に対する支援を行っていく。また、アイヌ農林漁家の経営の改善に必要な農林漁業経営近代化施設等の整備を支援するアイヌ農林漁業対策事業や住宅の新築若しくは改修又は住宅の用に供する土地の取得について必要な資金の貸付けを行うアイヌ住宅資金等貸付事業といった支援も継続する。この他にも、北海道や東京等での展示会・販売事業や、アイヌ民工芸品の木彫事業者等の技術向上・新商品開発のための研修等を実施するアイヌ中小企業振興対策事業についても継続していく。

(主な施策)

- 北海道・市町村等が実施するアイヌ生活向上関連施策に対する支援等
(修学支援、就労支援、生活環境の改善、農林漁業の振興、住宅資金貸付、中小企業支援等)

7. アイヌ政策推進交付金

内閣総理大臣の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づき、現在 37 の市町村がアイヌ文化の振興に関する事業の他、コミュニティ活動支援のためのバス運営、ブランド化推進観光プロモーション等の地域・産業・観光振興事業、アイヌの人々と地域住民との交流の場の整備や高齢者のコミュニティ活動への支援、人材育成のための子どもの学習支援等のコミュニティ活動支援事業を実施しているところ。

一方で、意見交換会においては、「必要な予算確保に努めてほしい。」、「他の地域にももっと使ってもらいたい。」、「市町村によって、担当者の有無やアイヌの意見聴取や説明方法、対応方針等にばらつきがある。こういう事業にも交付金を使える

ということを示してほしい。」「エカシ・フチ事業の更なる周知徹底、拡充が必要。」といった意見が寄せられ、必要な予算の確保の他、アイヌ施策を所管する課が設置されていない市町村に対する地域計画策定等の支援や、人材育成、文化伝承活動、エカシ・フチ事業等、アイヌの人々が真に必要とする用途への交付金措置等が求められているところ。

これを踏まえ、引き続き、アイヌの人々や地域のニーズを把握し、必要額の確保に努めるとともに、交付金事業を新規に開始する市町村の開拓、市町村の連携促進が重要であると考えられる。

具体的には、アイヌ施策を推進する市町村のニーズや状況等を丁寧に聞き取り、必要な予算を確保するとともに、地域計画未策定の市町村等を対象に全道各地において現地説明会を開催する等して、交付金事業を新規に開始する市町村の開拓を図る。また、アイヌ政策推進ネットワーク会議を開催し、各地域の交付金活用事例の現地見学や取組事例報告及び参加者による意見交換会を実施して先進的な取組等の知見を共有することにより、市町村の人材育成、文化伝承活動、エカシ・フチ事業等への支援を継続する。

(主な施策)

- 必要な予算の確保
 - ・地域の要望等を踏まえたアイヌ政策推進交付金の確保
- 市町村・地域のアイヌの人々へのきめ細やかなサポート
 - ・交付金の活用を検討している市町村等に対する制度の概要や申請方法等の説明会の実施
 - ・アイヌ政策推進ネットワーク会議の実施

8. その他

平成 19 年の国連総会において採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」には、第 3 条に自決の権利、第 4 条に自決の権利を行使するに当たり、その内部及び地域の事項に関する問題に対する自治の権利等、様々な先住民族の権利が含まれているところ。

我が国は、同宣言について、基本的には、人権の保護に資するものとして、賛成票を投じた。採択に際しては、我が国は、①宣言で言及されている自決権が、居住している国から分離・独立する権利までも先住民に付与するものではないこと、②宣言において、いくつかの権利を集団的権利と位置づけているが、集団的な人権という概念は国際法において広く認知され、各国が受け入れたものとはいえないこと、③宣言で言及されている土地等に対する所有権及びその他の利用権については、その行使の在り方も含め、第三者の権利及び公共の利益との調整及び保護の観点か

ら、合理的制約に服するものであると考えていること等を説明している。

一方で、意見交換会においては、「アイヌ施策推進法において、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」にいう先住民族の権利を認める規定を創設すべき。」といった声が寄せられたところである。

同宣言の前文においては、①地域ごと及び国ごとに先住民族の状況が異なること、②国及び地域の特殊性、③多様な歴史的及び文化的な背景の重要性が考慮されるべきである旨が記載され、また、同宣言第46条1には、この宣言のいかなる記述も、国、民族、集団又は個人が、主権を有する独立国の領土保全又は政治的な統合を全体又は一部において分割し、又は害するいかなる行為も認め、又は助長するものと解してはならない旨が記載されている。

以上を踏まえ、同宣言のうち、差別を受けない権利、国民の理解の促進、土地資源の権利及び先住民族の文化に関する項目を参照し、これらの趣旨に対応する措置として、アイヌ施策推進法に、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念、国及び地方公共団体の教育活動、広報活動等の責務、国有林野における林産物の採取及び内水面におけるさけの採捕に関する特別措置に関する規定が盛り込まれているところ。

政府としては、先住民族の権利に関する国連宣言に示されている国の果たすべき責務は、憲法との課題整理を図る必要があるものを除き、現行のアイヌ施策推進法及び関係法令により、おおむね措置されていると考えている。

(2) 相乗効果を高める施策

「教育・啓発（人権対策等）」、「ウポポイ」、「遺骨返還」、「文化振興・伝承」、「地域・産業・観光振興」、「生活向上」、「アイヌ政策推進交付金」等、多岐にわたる諸課題に対して、総合的施策の継続・充実強化により対応していくこととするが、その際、財源、実施主体等のリソースに限りがあるため、施策・取組の連携、地域の連携、関係主体の連携等を促進し、相乗効果を高めていくことが必要であるところ、以下の1～3について、力点を置いて取り組んでいくこととする。

1. 市町村による広域連携の促進

各地域のアイヌ施策は、その地域単体で講じられることが多いことから、域内で完結されていることが多い状況だが、人材育成や観光振興等、分野によっては、各地域で連携することによってその事業効果が高まる場合がある。例えば、人材育成の分野では、近年の少子高齢化に伴う担い手や伝承者の不足等により、単独の市町村で取り組むことができないケースがあるが、人的資源を有する他

市町村の協力を仰ぎ連携して取り組むことによって、事業実施の可能性が高まると考えられる。他にも、観光振興の分野においては、アイヌ文化にまつわる観光コンテンツは複数の地域にまたがることが多く、ストーリー性を持たせたツアー等を実施する際には、広域で連携して実施する方が事業効果は高まると考えられる。

このため、各地域における資源が限られている中で、これら資源を有効活用し、安定的、持続的、効率的かつ効果的に施策を推進するためには、地域間の連携を促進させることが重要であり、地域間の連携を促すことによって、事業コストの分担による財政的負担の軽減化、事業規模の拡大・広範化、効果的なプロモーション、連携先のリソースの活用による事業の実施等が可能となることが考えられる。

これを踏まえ、地域間の連携を後押しする取組として、アイヌ政策推進交付金を活用した広域連携事業の促進に向けた取組やウポポイと地域との連携促進に向けた取組を行うこととする。

前者について、アイヌ政策推進交付金は、法令上、アイヌ施策推進地域計画の認定を申請する主体は、市町村単独のみならず共同して申請することも認められている。しかし、これまで実施された事例がなく、制度として有効に活用されていない状況であることから、令和8年度以降に、複数の市町村の協力の下、実証実験的に広域連携による活用事例を創出し、その事業効果や事務的な手続きフロー等を他地域へ共有することで、活用のハードルを下げ、地域間の連携に繋げていく。

後者については、現在、ウポポイにおいて行われている地域と連携した取組を、継続して実施していくこととする。

2. アイヌ施策の普及啓発

令和元年にアイヌ施策推進法が施行され、従来の文化振興施策や生活向上施策に加え、地域・産業・観光振興等を含めた総合的なアイヌ施策が推進されているところ。

一方で、意見交換会では、「施策の普及啓発に力を入れてほしい」との声が寄せられたところ、今後は、各地域が当該施策を活用し地域の実情に即した取組が推進され、その成果が発現されるよう、地域の課題やニーズ等を踏まえながら、当該施策の普及啓発を行っていく。

具体的には、アイヌの人々や市町村等が積極的にアイヌ施策を活用できるよう、

当該施策を紹介する手引きや活用事例集を制作するとともに、制作した手引き・活用事例集等を活用しながら、各地域へきめ細やかに説明していく。

3. 関係機関と連携したウポポイ来場者増加に向けた取組

ウポポイがアイヌ文化の復興・発展の拠点として複合的な役割を果たし続けていくためにも、より多くの方々にウポポイに足を運んでもらい、アイヌ文化等の魅力に触れてもらうことで、アイヌ文化の復興等の動きを拡大する好循環の確立を図っていくことが必要。

このため、開業5年経過を契機に、現下の状況を踏まえ、来場者増加に向けた具体的な方策を関係省庁、アイヌ民族文化財団、地元の北海道、白老町等の関係機関が連携し検討・実施していくこととする。

具体的には、令和7年10月から令和8年3月末までの間、「ウポポイ開業5周年特別イベント」と題して、無料開放DAYの拡充の他、新たな特別プログラムや子ども向けプログラムを企画・提供する（主なイベントは、以下のとおり）。合わせて、期間限定の入場料割引等も実施する。これに加えて、各種コンテンツの改善や来場者サービスの向上に向けた取組等、今後数年程度の方策についても関係機関と連携しながら検討・実施していく。

・「今年は3日間連続！無料開放DAY」の開催

令和7年11月1日(土)～3日(月・文化の日)に無料開放DAYを3日間連続で開催（昨年は、11月3日の1日のみ開催）。期間中は、展示・芸能・製作体験等の通常プログラムの他、以下の特別な催しを実施。3日間で対前年同月比約190%増の13,750名が来場。

- 「開館5周年記念 ウィーン万国博覧会とアイヌ・コレクション」の開催
- ウポポイ東胆振フェスタ（苫小牧・白老・安平・厚真・むかわ・登別）
- 子ども向け「ふわふわスライダー」の設置
- キッチンカー（「白老牛」を使ったスープカレー等）の出店

・新たな冬の特別プログラムの提供

氷上を使ったコンテンツ、園内にキャンドルを設置、冬のスカイランタン等を実施する予定。

- 結氷する厳冬時期だけしかできない、ポロト湖の氷上からウポポイを眺め、冬の北海道を体験できるイベントの実施を検討
- 園内にキャンドルを設置するほか、厳冬の北海道の夜空にスカイランタンを浮かべる幻想的な体験
- その他冬ならではの体験プログラムを企画

・多文化共生の特別イベントを実施

令和8年2月1日(日)～14日(土)を多文化共生ウィークとして、日本の伝統文化、世界の先住民族や音楽といった多様なジャンルとコラボしたプログラムを通じて、アイヌ文化の魅力を紹介する予定。

- 2月1日(日)：アイヌ伝統芸能×日本伝統芸能コラボイベント
- 2月7日(土)・8日(日)：国際シンポジウム
- 2月14日(土)：UPOPOY Music Festival 2026

(3) 今後のフォローアップ

今後取り組む課題に適切に対応し、法律の目的を達成するため、現行の取組が効果を上げているか、新たな課題が生じていないか、といった観点から、法律の施行状況や各省庁が実施している施策等について、国、地方公共団体及びアイヌ関係団体等を交えて定期的にフォローアップを行う。

具体的には、必要に応じて、全国的な世論調査等を実施し、アイヌ施策に対する反応や理解、アイヌ文化に関する理解度や認知度、アイヌの人々に対する認識等を調査する他、アイヌ政策推進会議等において、関係団体等に対して、アイヌ施策の取組状況について説明するとともに、意見を伺い、施策のブラッシュアップ等を行うこととする。

8. まとめ

政府は、平成20年に衆参両院において全会一致で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」等を踏まえ、アイヌ施策推進法を制定し、アイヌの人々を先住民族と位置付けた上で施策を実施してきた。

アイヌ施策推進法の施行以降、従来の文化振興施策や生活向上施策に加え、民族共生象徴空間（ウポポイ）の開設をはじめ、アイヌ政策推進交付金を活用した、地域・産業・観光振興の取組、その他の施策を含む総合的な施策が推進され、アイヌの人々や文化に接する機会は増加傾向にあり、各地域における文化伝承活動等も拡大された。

一方で、国民意識調査結果からは、アイヌの人々・歴史・文化の理解・知識を深めるための啓発・広報活動や学校教育に重点的に取り組むべきとの意見の割合が高いこと等が明らかとなり、また、意見交換会では、総合的な施策の継続・充実強化、差別的言動に関する罰則規定の創設等の意見が寄せられたところ。

今後は、総合的な施策（関連施策を含む）を中長期的視点に立ち、力点を置いて取り組む方向性を明示し継続的に実施していく。その際、施策・取組の連携、地域の連携、関係主体の連携等を促進し、相乗効果の向上を図っていくこととする。

また、政府としては、引き続き、アイヌの人々、地方公共団体等のニーズ等を丁寧に向かい、総合的な施策の進捗状況等のフォローアップを行っていく。

なお、総合的な施策の継続実施に当たっては法改正を要せず、法改正の要望があった事項については困難であることから、法改正はしない。